

新潟市秋葉区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月 10日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第58号

新潟市秋葉区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市秋葉区文化会館条例施行規則（平成24年新潟市規則第92号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
舞 台 設 備	仮設花道	一式	1回につき	2,080
	鳥屋囲い（揚幕付き）	一式	1回につき	1,560
	平台 1.8メートル×1.8メートル （箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	520
	平台 1.2メートル×1.8メートル （箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	320
	平台 0.9メートル×1.8メートル （箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260
	平台 0.9メートル×0.9メートル （箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260
	平台 0.6メートル×1.8メートル （箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260
	びょうぶ	1双	1回につき	1,300

	旗パネル	1枚	1回につき	390
	演台（3点セット）	一式	1回につき	2,600
	舞台用司会者台	1台	1回につき	1,300
	めくり台	1台	1回につき	260
	長座布団	1枚	1回につき	520
	高座用座布団	1枚	1回につき	260
	上敷	1枚	1回につき	190
	地がすり	1枚	1回につき	1,950
	人形立	1本	1回につき	260
	バレエ用シート	1枚	1回につき	910
	音響反射板	一式	1回につき	5,980
	つり看板	一式	1回につき	1,300
	舞台映写スクリーン	一式	1回につき	2,600
	指揮者台	1台	1回につき	520
	指揮者用譜面台	1台	1回につき	390
	演奏者用譜面台	1台	1回につき	260
	演奏者用椅子	1脚	1回につき	140
楽 器	フルコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回につき	7,800
	セミコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回につき	1,950
	ドラムセット	一式	1回につき	1,040
	上記以外の楽器	1台	1回につき	130
照	ボーダーライト（カラーフィルターを除	1列	1回につき	1,040

明 設 備	く。)			
	プロセニウムサスペンションライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回につき	1,040
	サスペンションライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回につき	1,690
	アッパーホリゾンライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回につき	1,950
	ローアホリゾンライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回につき	1,950
	シーリングライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回につき	1,560
	フロントサイドライト (カラーフィルターを除く。)	一式	1回につき	1,560
	スポットライト500ワット (カラーフィルターを除く。)	1台	1回につき	260
	スポットライト1キロワット (カラーフィルターを除く。)	1台	1回につき	320
	スポットライト1.5キロワット (カラーフィルターを除く。)	1台	1回につき	390
	カッタースポットライト (カラーフィルターを除く。)	1台	1回につき	320
	ピンスポットライト (カラーフィルターを除く。)	1台	1回につき	2,600
	ゴボローテーター	1台	1回につき	1,040

	スタンド	1台	1回につき	320
	ベースプレート	1台	1回につき	190
音響設備	ホール音響設備	一式	1回につき	5,850
	移動用音響設備（移動用ミキサー付き）	一式	1回につき	4,550
	移動用ミキサー	1台	1回につき	1,950
	PA用ミキサー台	1台	1回につき	910
	音響セット（マイク2本付き）	一式	1回につき	1,300
	三点吊り ^つ マイク装置（マイクを除く。）	一式	1回につき	520
	カセットテープレコーダー	1台	1回につき	1,560
	CDプレーヤー・MDレコーダー	1台	1回につき	1,560
	メモリ・CDレコーダー	1台	1回につき	1,560
	マイクロフォン	1本	1回につき	1,040
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1回につき	1,950
	移動用スピーカー	1台	1回につき	780
	録音調整室音響セット	一式	1回につき	4,550
映像設備	ビデオプロジェクター	一式	1回につき	10,400
	可搬式プロジェクター	一式	1回につき	580
	練習室映写スクリーン	1台	1回につき	450
	映像セット	一式	1回につき	2,340
	書画カメラ	1台	1回につき	1,040
展示	展示パネル	1枚	1回につき	130
電源	持込機器用電源	1キロワット	1回につき	260

楽 屋 等	楽屋兼会議室 3	1 室	1 回につき	7 8 0
	シャワー室	1 室	1 回につき	6 5 0
	楽屋事務室 1	1 室	1 回につき	6 5 0
	楽屋事務室 2	1 室	1 回につき	6 5 0
	パントリー	1 室	1 回につき	6 5 0
	移動式ミラー	1 台	1 回につき	1 3 0

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市秋葉区文化会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「2 号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2 号施行日前に、2 号施行日以後のホール等の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の前日に 2 号施行日以後のホール等の附属設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。